

意見書案第4号

300万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 細谷典男

〃 〃 関戸 勇

300万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案の撤回を求める意見書（案）

国税庁から令和4年分の確定申告に関して、300万円以下の副業を雑所得として取り扱うこととする所得税基本通達の改正案が示されました。この改正案が正式に施行されれば、300万円以下の副業は雑所得として取り扱われ、青色申告ができなくなり、青色申告控除や本業の所得との損益通算による節税も不可能となります。

日本の平均給与所得は約430万円であり、特に女性の全世代の平均所得は約290万円台であるにもかかわらず【300万円以下は雑所得】とする根拠が理解できません。

この制度改正は、政府の働き方改革の方針である会社以外の時間の過ごし方や、キャリア形成を目指す労働者の支援に逆行する制度と言わざるを得ません。この制度は物価高騰の中、生活費や学費の捻出に副業を取り入れている家庭や、コロナ禍からの復帰を目指す個人事業者に大きな影響を与えるものです。

なおかつ令和4年分からと、経過措置もない等、コロナ給付金の回収作業とも思える酷い内容です。断じて賛成できるものではありません。また、通達の改正という方法で、国会の議論の場で審議されないような手法にも不信感を募らせるばかりです。

今後の多様な働き方改革の推進、コロナ禍からの復帰を後押しするために300万円以下を雑所得とする所得税基本通達の改正案を撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣